

公 告

このたび、当土地改良区が新たに行おうとする地域計画実現化促進生産基盤整備事業八兵地区の認可申請をしたいから、土地改良法第48条第3項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まないもの、またはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その農用地または土地について、この土地改良区を行う土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により令和7年9月22日までに当市農業委員会に申し出られたい。

令和7年9月8日

観音寺市大野原町大野原1368番地1

豊稔池土地改良区

理事長 石川 豊



記

1. 土地改良事業計画の概要
2. 特別徴収金の徴収について
3. その他必要な事項

土 地 改 良 事 業 計 画 概 要 書

地域計画実現化促進生産基盤整備事業 八兵地区

第一章 目 的

本地区は圃地の面積が小さく、進入路も狭隘なため、耕作に多大な労力を要している。このため、本事業により農地の区画整理を実施し、農用地の集団化・汎用利用等により事業効果を高め、将来の中・大型農業用機械に対応し、営農労力の節減及び高生産農業の促進を図るものである。

第二章 地域の所在及び現況

(1) 所 在

本地区は観音寺市大野原町に所在しており、観音寺市の中部に位置している。

(2) 地 形

本計画地区は観音寺市の中部に位置し、地形は標高 40m くらいである。

(3) 土質・土壌

地質は、湖沼堆積物の三豊層群からなり、砂、礫、粘土からなる未固結の軟泥層。主として花崗岩及び和泉層群の岩石からできている。

(4) 気 象

瀬戸内海式気候に属し、平均気温は16.3℃、年間降水量は1,100mm前後である。

(5) 水利状況

本計画地は主にため池等施設より、用水管理が行われている。

(6) 営農状況

水稻を主体とし、レタス・玉ねぎ等野菜を作付けしている。

(7) 地域環境の概況

地域の環境は、市の中部に位置し、地区の周辺は農地に囲まれた、緑豊かな自然環境である。

第三章 基本計画

1. 計画の要旨

自然環境を守りつつ、農用地の区画整理を実施し、併せて農道、用排水路の整備を一体的に施工し、農地の集団化を図り機械の導入による農作業の省力化により農業の生産性の向上に努める。

2. 主要工事
 整地工 A =2.0ha

第四章 工事及び維持管理の要領

圃場整備工事及び地区内農用地の保全、又は利用上必要な施設の管理は、観音寺市及び受益者において管理する。

第五章 換地計画は伴わない。

第六章 費用の概算

概算事業費 5,000,000 円

第七章 効 用

農業機械、農業用施設の効率化を図るとともに、中核的農家に面的集積を行い、水稻を中心とした野菜等の複合経営を推進し、経営規模拡大に資する。

第八章 他の事業との関係

該当なし

第九章 計画概要図

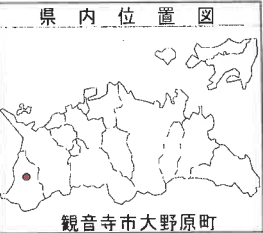
別紙添付

令和7年度 地域計画実現化促進生産基盤整事業 八兵地区



計画概要図

八兵地区

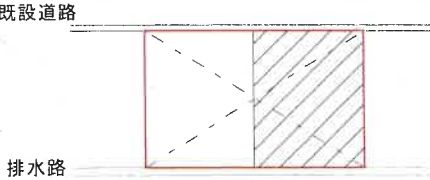


整地面積=2.0ha

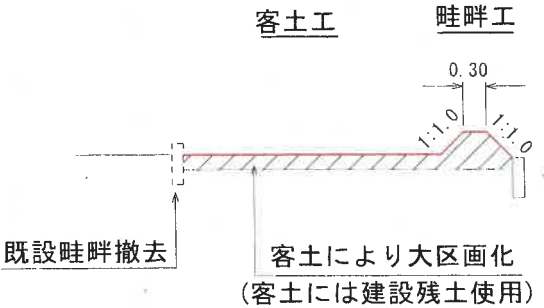


標準施工図

既設畦畔撤去、客土により大区画化



標準断面図



特別徴収金の徴収について

この度、地域計画実現化促進生産基盤整備事業の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第113条の2第2項の規定に基づく公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずから目的外用途に供した場合には、同法第36条の2第1項の規定により条例の定めるところにより特別徴収金を徴収することがある。

令和7年9月8日

観音寺市大野原町大野原1368番地1

豊稔池土地改良区

理事長 石 川 豊

